2013 年関川学研究発表の継続研究として

上関城主・三潴氏に関して新たに判明したことについて

2014.3.25　渡 辺 伸 栄

1　上関城主三潴氏の所領没収の謎

上関城主三潴出羽守政長は、上杉謙信股肱の臣として活躍し、その所領は荒川下流域他にも広がっていた。しかし、その子左近大夫長能は、上杉景勝の時代、所領を失い浪人となってしまった。その後本庄繁長の請により赦され上関城主に復したものの、所領の多くは色部氏他に配分され極少禄の身となった。　**＜いったい、何があったのか？＞**

2　事実関係の確認　＜これまで知られていた事実＞

(1)　三潴左近大夫長能は、景勝の時代、一時浪人（所領没収・追放）となり、その後 1583(天正 11)年に赦されて上関城を回復した。

＜史料①＞御家中諸士略系譜　（三潴町発行「中世の豪族三潴氏の歴史」から）
三潴左近大夫長能　　景勝公御代、下越後伊達・庄内ノ境、鏡子之峯トイウ処ニ被差置、其後イツレノ子細カ浪人トナル、于時本荘越前守ニ依頼シテ帰参命之、天正十一年七月十二日、直江兼継奉之御朱印賜之

＜史料②＞三潴文書
（関川村教委刊「上関城発掘報告書」掲載横山貞裕「三潴氏の活動について」から）
本庄越前守任詫言、帰参令許容候、此上膝下伺公、一簾於抽忠功者、荒川条可遣之者也、仍如件
天正十一年七月十六日　　直江（兼継）奉之
三潴左近大夫殿

(2)　没収前の三潴氏の領地は、上関城とその周囲のほか、現在の旧荒川町坂町方面に広がっていたが、それらは景勝に没収された後、新発田攻めの際、色部氏や小田切氏に与えられた。

＜史料③＞上杉景勝充行状　（神林教委発行「色部氏史料集」から）
今般為新発田対治、令出馬之処、早速馳参感入候、因茲山上分并三潴分出置候、弥可励軍功者也、仍如件
（天正十年）十二月二日　　景勝
色部修理大夫殿

＜史料④＞歴代古案
（関川村教委刊「上関城発掘報告書」掲載横山貞裕「三潴氏の活動」から）
自最前、当方馳走、感入候、依之三潴分之内、五千疋之所、令約諾者也、仍如件
天正十一年五月廿五日　　景勝
小田切弾正忠殿

＜史料⑤＞文禄三年色部氏差出文書　（神林教委発行「色部氏史料集」から）
（瀬波郡之内）御加恩三潴分
一　百三拾弐石九斗五升　　酒町村
一　弐百三拾八石五升　　中目村

(3)　上関城回復後の三潴左近大夫長能は、極少禄に甘んじるほかなかった。

＜史料⑥＞文禄 3 年定納員数目録　上　（県発行「新潟県史資料編」）
越後侍中定納一紙
11 人　同 183 石 3 斗　三潴左近助分　後松本大炊同心ニ成ル

３　所領没収の原因は何か、従来の説

☆　上関城主・三潴氏が上杉景勝から所領を没収された原因は、御館の乱における行動か、それとも新発田重家叛乱の際の行動か。

⑴「御館の乱の際」説

渡辺三省氏;「本庄氏と色部氏」
揚北の荒川条あたりに三潴氏というものが知行地をもっていた。しかし御館の乱に景勝に反対行動とったためと思われるが、領地を没収され、色部長真や小田切弾正忠の管理に任されていた。(p72)

⑵「新発田重家叛乱の際」説

高橋重右エ門氏;「関川村史」
（※御館の乱で）景勝勝利のあと新発田攻めとなり、このとき左近助（※大夫）長能がこの戦闘に参加せず、景勝の逆鱗にふれることになった（横山貞祐「三潴氏の活躍と系譜」）。
（p202　※は渡辺補足）

⑶ どちらとも取れる説

横山貞裕氏;「上関城発掘報告書掲載『三潴氏の活動について』」
ア　新発田氏叛乱の際
・出羽の嫡子左近また、将軍嶺に十二年間在城して忠信を尽したが、この後に、左近は新発田城攻めに際し、その挙止を誤って景勝のいかりを受けたようである。（p45）
・景勝は小田切弾正忠に三潴某（左近）の闕所地の内を宛行うことを約束した。これによって三潴左近は、新発田攻めに参加せず、景勝の逆鱗にふれたこと確かであり（同書 p45）
イ　御館の乱の際
・御館の乱上杉家家督相続争には、景虎側について三潴氏は、景勝から、芦名氏対策の上から小田切弾正忠への宛行地に擬せられたりした（p46）

４「新発田重家叛乱の際」説への疑問

～2013.3.21 関川学研究発表会「上関城四百年物語」での渡辺の立場～

☆ 「関川村史」は、横山貞裕氏の説を引いて、左近大夫長能が新発田征伐での落度から所領没収の憂き目に遭ったとしているが、事の次第から考えても、それは不自然過ぎる。

関川学研究紀要第 5 号（2013 年 6 月）掲載「北越後関郷 上関城 四百年物語」（p10）から

新発田重家が明らかに反景勝で軍事行動を起こすのは天正 10 年 1 月頃からで、景勝は 6 月の本能寺の変で信長軍が撤兵するまで動きがとれず、下越の武将へ新発田対策を工作していた。8 月になってようやく新発田征伐に出陣するものの、攻めきれず 9 月に引上げようとして新発田勢の猛追を受け敗戦、10 月にようやく戦線を離脱。その 12 月に色部氏に三潴分を与えているところからすると、天正 10 年に入ってからの動きの中での左近大夫長能の処罰では急すぎるようで、それ以前ということになると、御館の乱での動きを疑われて領地没収の憂き目に遭っていたと考えるほうが自然のように思える。

天正 11 年になると、景勝は、本庄繁長からの三潴左近大夫長能を赦すようにとの願い出を受け入れその罪を赦し、荒川の地を知行させ羽黒城の守備につくよう命じた。この時期は、これから新発田攻めが本格的になるというときで、このことからしても左近大夫長能の処罰理由は新発田側についたためではないことが推測される。

そもそも、天正 6(1578)年の御館の乱での景勝の行動はどう見ても謙信の遺志を継いだとは言えまい。謙信が我が名を与えた景虎を討ち、謙信の養父に当る上杉憲政と景虎の子9歳の道満丸を殺害し、謙信の姪である景虎の妻をも死に追いやった景勝側の行動を、謙信に信頼され謙信の下で活躍してきた三潴出羽守政長の子左近大夫長能が、よしとして見ていたはずがない。もし出羽守政長が存命であったとすればなおのことだろう。

近くの鮎川氏や黒川氏、下氏、垂水氏などが景虎側についており、三潴氏もそれらと同調する気配を示し、それを景勝に厳しく咎められ所領没収の憂き目にあったのではないだろうか。損得で合従連衡を判断する武士が当たり前だった時代、あくまでも謙信への思慕を顕わにした三潴氏だったのではないかと考えたいところである。

５ これまで取り上げられてこなかった新事実 ＜新たな史料の発見＞

＜史料⑦＞大見安田氏文書 「上杉景勝宛行状」　　（新潟県史資料編4中世二 p242）

今度遂籠城、忠信不浅候、依之水間（三潴）出羽分出置之候、弥忠信可有之者也、仍如件
　天正六年
　　九月廿日　　（上杉）景勝 （花押）
　　安田治部少輔 殿

＜この史料から、三潴氏所領没収の経緯は次のようになると考えられる。＞

(1) 1578（天正 6）年 3 月の御館の乱勃発後、出羽守政長は景勝に領地を没収されていて、その一部が 9 月 20 日付で安田氏に与えられた。＜史料に**「三潴出羽分」**と明記＞

新潟日報 2013 年 12 月 24 日掲載　花ケ前盛明氏筆「越後史跡紀行　安田城跡」から
「謙信死後の 78（同 6）年の御館の乱で、治部少輔は上杉景勝に味方し、9 月 20 日、景勝より三潴氏旧領分を賜った。」
（花ケ前氏にこの記事の出典を照会したところ、史料⑦の存在を教示された。）

(2) 三潴出羽守は、その頃、春日山城に詰めていたはずで、景勝・景虎対立のなかでその挙動から反景勝側とみなされ、乱勃発の 3 月から 9 月までの間に、景勝から領地を没収されたものと考えられる。

＜御館の乱の経緯＞

1578（天正 6）年	3・9	謙信倒れ、3・13　死去
	3・24	景勝、実城に移る。御館の乱起こる
	5・13	景虎、御館城へ逃れる
	9	会津芦名氏家臣、安田城を攻める
1579（天正 7）年	3・17	御館城落城
	3・24	景虎、鮫ケ尾城で自刃

(3) 出羽守の嫡子左近大夫長能は、庄厳城将として 1568（永禄 11）年から 12 年間在城しており、乱勃発の 2 年後の 1580（天正 8）年に解任されたとき、伝来の所領は無く浪人となった。

(4) その後の新発田征伐の際、1582（天正 10）年とその翌年、景勝は没収していた三潴氏の旧領分を色部氏や小田切氏にも配分した。

6 結論

① 景勝から領地を没収されたのは、上関城主・三潴出羽守政長だった。その理由は、御館の乱で反景勝側とみなされたからにちがいない。謙信股肱の臣出羽守政長からみれば、景勝の行為は謙信の意に適ってはいなかったはず。三潴氏の所領はその後有力大名たちに配分されるほど広いものだった。

② 1580（天正 8）年に 12 年間在任した庄厳城将を解任された左近大夫長能は、継ぐべき所領はなく浪人となったが、1583（天正 11）年、本庄繁長の斡旋で少禄ながら上関城を回復し、すぐさま新発田攻撃に参陣した。

③ 「上関城四百年物語」での渡辺の推測は、ほぼ妥当なものだった。

7 蛇足 ＜山上分＞について

史料③にあるように、色部長真は、新発田征伐の賞として三潴分のほか山上分も得ている。
史料⑤と同じ史料から、その山上分とは、貝付村、女河村、関村であることが分かる。
これは、何を意味するか。関村は下勝蔵が景虎加担。女河村は黒川氏が景虎側、垂水氏も景虎側。とすれば、これらの村も三潴氏同様、景勝に没収されていたことになる。その後は???　　**＜謎はますます深まるばかり＞**